

政令第三百八十五号

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。
別表第三第四地区の項を次のように改める。

第四地区	削除

別表第三第六地区の項中「、第二十五号」を削り、同表第八地区の項中「及び第四十五号から第四十七号まで」を「、第四十六号及び第四十七号」に改める。

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

理 由

広域共同防災組織を設置することができる区域のうち、第四地区を廃止するとともに、第六地区及び第八地区について区域の縮小を行う必要があるからである。